

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-9
処分の種類	取扱保安責任者の解任命令			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第34条第2項			
処分の概要	この法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、解任を命ずることができる。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任) 地域振興局長、市長又は広域連合長			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			